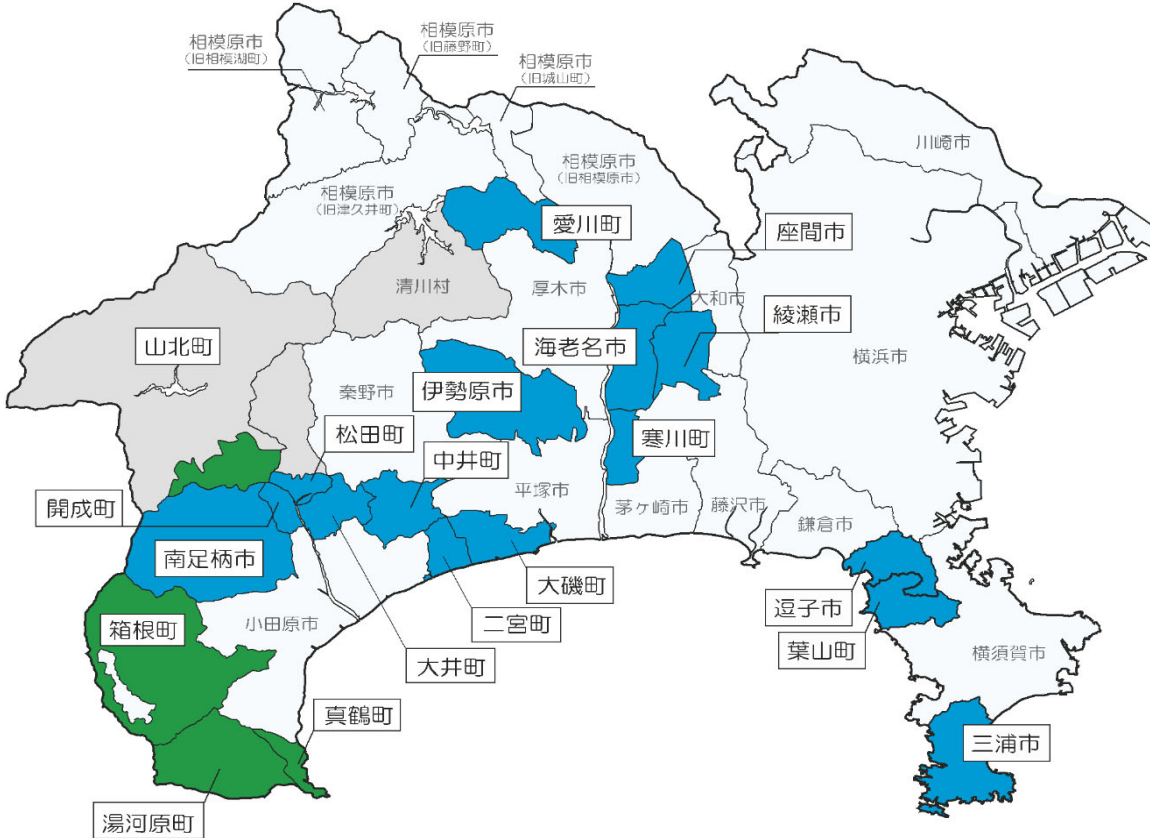


用途地域の指定のない区域における新たな建築形態制限 指定の概要

※指定対象区域：市街化調整区域および非線引き都市計画区域内の用途地域の指定のない区域



【指定対象区域別分類】

- | | |
|---|------------------------------------|
|  | 対象地域が市街化調整区域である地域 |
|  | 対象地域が非線引き都市計画区域内の用途地域の指定のない区域である地域 |
|  | 都市計画区域外（県条例により建築形態制限が指定されています） |

◆特定行政庁である
横浜市、川崎市、横須賀市、藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、
においては、それぞれの市が指定することになっておりますので、各市へお問い合わせ下さい。

($\angle$: 斜線勾配)

市町名	設定区域	容積率 (%)	建蔽率 (%)	道路斜線	隣地斜線
機須賀土木事務所管内					
逗子市	小坪・新宿地区	50	30	∠125	20m+∠125
	上記を除く区域	100	50		
三浦市	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
葉山町	三ヶ岡山・長柄・長柄上山・下山口・海岸地区	50	30	∠125	20m+∠125
	上山木古庭・堀内・三ヶ岡山地区	100	40		
	上記を除く区域	100	50		
平塚土木事務所管内					
伊勢原市	大山地区（都市計画法第34条第2号適用地区）	200	60	∠1.5	20m+∠125
	上記を除く区域	100	50	∠125	
寒川町	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
大磯町	高麗山周辺・鷹取山・河川・海岸地区	80	40	∠125	20m+∠125
	上記を除く区域	100	50		
二宮町	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
厚木土木事務所管内					
愛川町	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
厚木土木事務所東部センター管内					
海老名市	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
綾瀬市	吉岡西端地区地区計画区域	200	60	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠125	20m+∠125
座間市	キャンプ座間返還跡地等或地区地区計画区域	200	60	∠125	20m+∠125
	上記を除く区域	100	50		
県西土木事務所管内					
南足柄市	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
中井町	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
大井町	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
松田町	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
山北町	安洞・滝入・丸砂尾先・日向高瀬・平山・原・平山・向山地区	200	60	∠125	20m+∠125
	上記を除く区域	100	50		
開成町	対象区域全域	100	50	∠125	20m+∠125
箱根町	自然公園特別地域（湖尻地区を除く）	50	30	∠125	20m+∠125
	湖尻地区	100	50		
真鶴町	自然公園特別地域	50	30	∠125	20m+∠125
	長坂住宅周辺・ひなする幼稚園周辺地区	200	60		
	亀ヶ崎地区	400	70	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠125	20m+∠125
湯河原町	自然公園特別地区	50	30	∠125	20m+∠125
	鍛冶屋・吉浜・川堀・福浦・宮下・宮上1、2・奥湯河原地区	200	60		
	宮上3地区	400	70	∠1.5	31m+∠2.5
	上記を除く区域	100	50	∠125	20m+∠125

令和7年11月11日現在